

平成 30 年 12 月 11 日

関係需要家団体 殿

一般社団法人 日本鉄鋼連盟
 物流政策委員会
 委員長 橋本直政



トラック受渡条件におけるルールの確認とお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

掲題の件、トラックによる製品納入において、一部の受渡場所で受渡条件のルールが守られていないケースが発生しております。具体的には、受渡条件『トラック持込乗渡(コード:35)』(別紙参考資料参照)では、基本的に、鋼材の荷卸作業は受入側(受渡場所)で実施すべきですが、トラック乗務員が荷卸作業を行っているケースが報告されております。

こうした行為につきましては、納入側が付帯作業として委託した事実も無く、上記受渡条件により依頼することも出来ないことから、受入側(受渡場所)が個別にトラック乗務員に委託されていることになります。しかしながら、このような作業は、接点業務における混在作業となるため、労働災害等の安全上のリスクが懸念される上、無償で作業を委託することは、国土交通省が平成 29 年 11 月に「運賃」と「荷卸し」や「待機時間」等、運送以外の役割についての「料金」を区別するよう通知した『標準貨物自動車運送約款の改正』上も、受入側(受渡場所)のコンプライアンス上の問題も惹起してしまう可能性があるものと思料します。つきましては貴団体の加盟企業内において、上記受渡条件のルールが守られているかをご確認の上、下記ご対応を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

(1) 確認事項

ルール (契約)	<p>受渡条件『トラック持込乗渡』では、トラックが受渡場所に到着後、シート外し・解縛し、製品が受取れる状態にするまでが納入側(トラック乗務員)の作業であり、以降の荷卸作業(*)は受入側(受渡場所)の作業となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> (*)受入側(受渡場所)が行うべき荷卸作業 クレーン・リフト操作、玉掛(含む補助)、開梱、バンド切断、マーキング、ラベル貼付、検収(受領印)等 </div>
-------------	--

(2) お願い事項

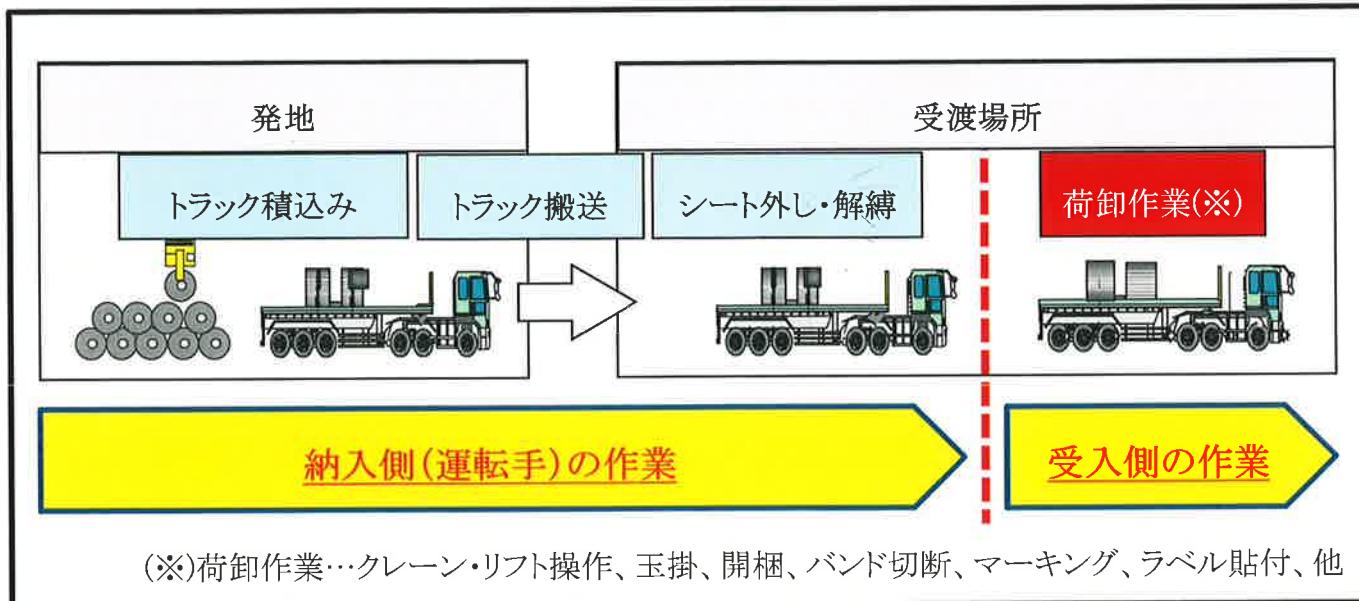
- ・受入側(受渡場所)での荷卸作業の徹底。
…作業担当者レベルまでの展開、徹底をお願いします。
- ・実施時期:平成 31 年 3 月末までのルール遵守・徹底をお願いします。

なお、本件とは別途、トラックの待機時間の削減等、ドライバーの労働条件改善等についても要望させていただきたく、引き続きお願い申し上げます。

以 上

(参考資料)

・トラック持込乗渡(コード:35)のフロー



平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わります。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

① 「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



② 「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。



③ 附帯業務の内容をより明確化します

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で
規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。